

# さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する物品の製造の請負、買入れ、借入れ、修理若しくは売払い（以下「物品納入等」という。）又は市が発注する業務（建設工事に伴うものを除く。）の委託（以下「委託業務」という。）の契約について適正な履行を確保するため、さいたま市競争入札参加資格に関する審査を受け、物品納入等又は委託業務に係る資格者名簿に登録された者（以下「有資格業者」という。）、その使用人又は下請負人が虚偽記載、事故、粗雑履行、贈賄（法人を処罰する旨の法律の規定がない場合にあつては、法人の役員等がした贈賄をいう。）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為、談合等を起こした場合の一般競争入札及び指名競争入札への参加の停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

## (入札参加停止)

第2条 市長は、有資格業者、その使用人又は下請負人がした行為が別表第1又は別表第2（以下「別表」という。）の措置要件の欄の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当したときは、その情状に応じて当該措置要件について別表に規定する期間の範囲内において、当該有資格業者について、入札参加停止の措置を行うものとする。この場合において、当該入札参加停止に係る当該有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

## (下請負人に関する入札参加停止)

第3条 市長は、前条の規定により入札参加停止の措置を行う場合において、当該入札参加停止について、責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、当該元請負人に対して行う入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止の措置を併せ行うものとする。

## (入札参加停止期間の特例)

第4条 有資格業者が一つの事案により別表各号の措置要件の二つ以上に該当することとなった場合における入札参加停止の期間は、当該措置要件ごとに別表に規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ入札参加停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間の短期は、当該措置要件について別表に規定する期間の短期の2倍の期間とする。

(1) 別表第2の第1号又は第2号の措置要件に係る入札参加停止の期間中又は当該期間の満了後3

年を経過するまでの間に、同表第1号又は第2号の措置要件に該当することとなった基となる事実があったとき又は行為が行われたとき。

(2) 別表第2第3号又は第4号の措置要件に係る入札参加停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、同表第3号又は第4号の措置要件のいずれかに該当することとなった基となる事実があったとき又は行為が行われたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、別表第1の各号又は別表第2の各号の入札参加停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、それぞれ別表第1の各号又は別表第2の各号の措置要件のいずれかに該当することとなった基となる事実があったとき又は行為が行われたとき。

(4) さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）の別表各号の措置要件に係る入札参加除外の期間中又は当該期間の満了後5年を経過するまでの間に、別表第2各号の措置要件のいずれかに該当することとなった基となる事実があったとき又は行為が行われたとき。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表に規定する期間又は前2項の規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、別表又は前2項の規定にかかわらず、入札参加停止の期間を別表又は前2項に規定する期間の短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表に規定する期間又は第1項若しくは第2項の規定による入札参加停止の期間の長期を超える入札参加停止の期間を定める必要があるときは、別表又は第1項若しくは第2項の規定にかかわらず、入札参加停止期間の長期を別表又は第1項若しくは第2項に規定する期間の長期の2倍の期間まで延長することができる。ただし、当該入札参加停止期間は、36月を超えることができない。

5 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表又は前各項に規定する期間の範囲内で入札参加停止期間を変更することができる。

6 市長は、入札参加停止期間中の有資格業者が、当該案件について責めを負わないことが明らかになったと認められるときは、当該有資格業者について入札参加停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止の期間の特例）

第5条 市長は、第2条の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより入札参加停止を行う際に、有資格業者が独占禁止法違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合

には、別表第1又は第4条第2項に規定する期間に入札参加停止の期間を加算するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合又は本市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないという誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第3号ア又は第4号アに該当したとき。
- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第3号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- (3) 本市又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の6第2項。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第4号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- (4) 別表第2第3号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項から第3項までの規定の適用があったとき。

(入札参加停止等の通知)

第6条 市長は、第2条又は第3条の規定により入札参加停止の措置を行ったときは入札参加停止通知書(様式第1号)により、第4条第5項の規定により入札参加停止の期間を変更したときは入札参加停止期間変更通知書(様式第2号)により、第4条第6項の規定により入札参加停止を解除したときは入札参加停止解除通知書(様式第3号)により、当該有資格業者に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 市長は、入札参加停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方とすることができない。ただし、市長がやむを得ない理由があるとき、この限りでない。

(下請等の禁止)

第8条 入札参加停止の期間中の有資格業者は、市発注の物品納入等又は委託業務を下請けし、又は再委託することができない。

(入札参加停止に至らない事由に関する措置)

第9条 市長は、別表第3各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該有資格業者について、文書により警告の措置を行うことができる。

(入札参加停止等の公表)

第10条 市長は、第2条又は第3条の規定により入札参加停止の措置を行ったときは、当該有資格業者の商号又は名称、所在地、期間及び理由を公表するものとする。第4条第5項の規定により入札参加停止の期間を変更したとき又は第4条第6項の規定により入札参加停止を解除したときも同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
  - (1) さいたま市物品納入等業者指名停止基準要綱（平成13年さいたま市制定）
  - (2) さいたま市業務委託業者指名停止基準要綱（平成17年さいたま市制定）
- 3 この要綱の施行の日の前日までに、さいたま市物品納入等業者指名停止基準要綱（平成13年さいたま市制定）及びさいたま市業務委託業者指名停止基準要綱（平成17年さいたま市制定）の規定により指名停止等の措置を行った有資格業者については、なお従前の例による。
- 4 この要綱の指名停止等の措置については、原因となる事実又は行為が平成19年3月31日以前に発生したものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に指名停止の措置を受けたものについては、この要綱の相当規定により、入札参加停止を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成23年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

虚偽記載等に対する措置基準

区分	措置要件	期間
虚偽記載	1 市の発注する物品納入等又は委託業務に係る一般競争入札及び指名競争入札において、一般競争入札の参加申請に関する提出書類、入札参加資格申請書その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、物品納入等又は委託業務の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	入札参加停止を決定した日から 1月以上6月以内
粗雑履行	2 市と締結した契約に係る物品納入等又は委託業務の履行に当たり、過失により物品納入等又は委託業務が粗雑に行われたと認められるとき（契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。	入札参加停止を決定した日から 1月以上6月以内
	3 埼玉県内における物品納入等又は委託業務で前号に掲げるもの以外のものの履行に当たり、過失により物品納入等又は委託業務を粗雑に行った場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	入札参加停止を決定した日から 1月以上3月以内
契約違反	4 第2号に掲げる場合のほか、市と締結した契約に係る物品納入等又は委託業務の履行に当たり、契約に違反し、物品納入等又は委託業務の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	入札参加停止を決定した日から 1月以上6月以内
公衆損害事故	5 市と締結した契約に係る物品納入等又は委託業務の履行に当たり、安全管理の措置が不相当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	入札参加停止を決定した日から 1月以上9月以内
	6 埼玉県内における物品納入等又は委託業務で前号に掲げるもの以外のものの履行に当たり、安全管理の措置が不相当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	入札参加停止を決定した日から 1月以上6月以内
履行関係者事故	7 市と締結した契約に係る物品納入等又は委託業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。	入札参加停止を決定した日から 1月以上6月以内
	8 埼玉県内における物品納入等又は委託業務で前号に掲げるもの以外のものの履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき	入札参加停止を決定した日から 1月以上3月以内

別表第2（第2条関係）

贈賄その他不正行為に対する措置基準

贈賄	<p>1 次のア、イ又はウに掲げる者が市の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 有資格業者である法人の役員又は有資格業者の支店もしくは営業所（常時物品納入等又は委託業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>入札参加停止を決定した日から</p> <p>1 2月以上2 4月以内</p> <p>9月以上2 4月以内</p> <p>6月以上2 4月以内</p>
	<p>2 次のア、イ又はウに掲げる者が市以外の他の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>入札参加停止を決定した日から</p> <p>9月以上1 8月以内</p> <p>6月以上1 2月以内</p> <p>4月以上 9月以内</p>
独占禁止法違反行為	<p>3 次の場合において、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号若しくは第19条の規定に違反し、物品納入等又は委託業務の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>ア 市発注のもの</p> <p>イ ア以外の場合</p>	<p>入札参加停止を決定した日から</p> <p>1 2月以上2 4月以内</p> <p>4月以上1 8月以内</p>
公契約関係競売等妨害	<p>4 次の場合において、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 市発注のもの</p> <p>イ ア以外の場合</p>	<p>入札参加停止を決定した日から</p> <p>1 2月以上2 4月以内</p> <p>4月以上1 8月以内</p>
不正又は不誠実行為	<p>5 別表1の措置要件の欄の各号及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品納入等又は委託業務の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>入札参加停止を決定した日から</p> <p>1月以上1 2月以内</p>
	<p>6 別表1の措置要件の欄の各号及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、物品納入等又は委託業務の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>入札参加停止を決定した日から</p> <p>1月以上1 2月以内</p>

報告義務違反	7 市と締結した契約に係る物品納入等又は委託業務の履行において、契約の相手方が暴力団等の不当介入を受けた場合の市への報告義務に違反し、物品納入等又は委託業務の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	入札参加停止を決定した日から 1月以上2月以内
度重なる警告	8 別表第3の各号に該当したことにより、第9条の警告を受け、警告を受けた日から1年以内に同種の警告を再び受けたとき。	入札参加停止を決定した日から 1月以上3月以内
	9 別表第2の各項に該当したことにより、第9条の警告を3年間に2回以上受けたとき。 ア 別表第2第2号に該当する行為が含まれる場合。 イ ア以外の場合。	入札参加停止を決定した日から 2月以上4月以内 1月以上3月以内

別表第3(第9条関係)

措置要件
1 別表第1各号及び別表第2第1号から第7号までの措置要件に該当するが入札参加停止の措置を行わない場合において、必要があると認められるとき。
2 代表役員等、一般役員等、使用人又は代理人が暴行、威圧、虚偽による言動その他の不当な手段を用いて、市の職員に対して、指名、元請業者に対する指導・あっせん、許認可、営業補償等金銭の交付、機関紙の購読その他の要求を行ったとき。
3 市発注の物品納入等又は委託業務の履行にあたり、市から何度も手直しや是正指導を受け、又は指示に従わないなど、物品納入等又は委託業務の契約の相手方として不適當であると認められるとき。